

2015年度成蹊大学法科大学院入学試験問題 刑事訴訟法

【問題1】 (配点：24点)

以下の小問(1)(2)について説明せよ。

※各小問いずれも【8行以内】で書くこと。

※関連条文を必ず明記すること(刑事訴訟法は「法」、刑事訴訟規則は「規則」と略記して差し支えない)。

- (1) 公判前整理手続の目的は何か、また、同手続に付される事件にはどのような事件があるか、簡潔に説明しなさい。
- (2) 補強法則の意義とその趣旨について、簡潔に説明しなさい。

【問題2】 (配点：26点)

[設例]

X警察署の司法警察員Kらは、かねてから覚せい剤事件の捜査を行っていたところ、いわゆる売人としてX市内居住のAの存在が浮上したことから、Aが独り暮らしをする〇〇アパート1号室を「捜索すべき場所」とする捜索差押許可状(罪名：「覚せい剤取締法違反」、差し押さえるべき物：「覚せい剤及びこれを使用するための器具」)の発付を適法に受けた。

Kらは、上記許可状に基づいて、上記1号室の捜索に赴き、たまたま在宅していたAの立会いの下で適法に捜索を開始したところ、覚せい剤やその関連物は発見されないうでいたものの、1号室のおよそ半分程度の捜索を終えた時点で、1号室押し入れ内のAの衣類の間から、拳銃1丁を発見した。

[設問]

上記拳銃の占有を確保したいKとしては、いかなる対応を行うべきか。(複数の対応方法が考えられる場合には、全て答えよ。なお、当該拳銃が銃砲刀剣類所持等取締法に定める「けん銃」に該当すること、Aには同法所定の除外事由がなくその所持が同法3条1項違反になることは、前提として良い。)

※上記設問の解答にあたっては、以下の指定条文(番号)を必ず最低1回ずつは引用すること。

※上記指定条文も含め、関連条文を必ず明記すること(刑事訴訟法は「法」、刑事訴訟規則は「規則」、銃砲刀剣類所持等取締法は「銃刀法」と略記して差し支えない)。

[指定条文(順不同)]

憲法 35条

/ 刑事訴訟法 218条1項 / 刑事訴訟規則 155条

/ 刑事訴訟法 220条

/ 刑事訴訟法 221条

/ 刑事訴訟法 222条 / 刑事訴訟法 112条

\*裏面に参照条文あり。

[参照条文] 銃砲刀剣類所持等取締法

第2条 (定義)

第1項 この法律において「銃砲」とは、けん銃、小銃、機関銃、砲、猟銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃（圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃のうち、内閣府令で定めるところにより測定した弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。以下同じ。）をいう。（第2項略）

第3条 (所持の禁止)

第1項 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、銃砲又は刀剣類を所持してはならない。

第1号 法令に基づき職務のため所持する場合（第2号以下略）

第31条の3

第1項 第3条第1項の規定に違反してけん銃等を所持した者は、1年以上10年以下の懲役に処する。この場合において、当該けん銃等の数が2以上であるときは、1年以上15年以下の懲役に処する。（第2項以下略）